

I o P 推進機構設置要綱

(設置)

第1条 高知県が優位性を持つ施設園芸農業について、産学官の積極的な連携のもと、農業者に有益な情報を提供するデータ共有基盤（以下「I o Pクラウド」という。）を構築し、I o Pクラウドの効果的運用による最先端の研究開発や先進的な人材育成、他分野との協業による技術革新やビジネス創出（以下「I o Pプロジェクト」という。）を促進することで、本県施設園芸農業の飛躍的発展と施設園芸関連産業群の創出を実現するとともに、高知大学、高知工科大学及び高知県立大学の魅力向上を図るため、I o P推進機構（以下「機構」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 機構は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) I o Pクラウドの構築及び管理運用に関すること。
- (2) I o Pクラウドを核とした既存ビジネスの強化や新規ビジネスの創出に向けたマーケット調査及び計画立案に関すること。
- (3) I o Pプロジェクトにおける研究開発の計画立案と評価に関すること。
- (4) I o Pプロジェクトの推進に向けた関係機関との連携に関すること。
- (5) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 機構の理事は、学識経験者、民間企業、農業関係者、大学関係者、行政関係者、その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

- 2 理事の任期は、令和4年2月28日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。
- 3 機構に理事長1名及び副理事長2名を置き、理事の互選により定める。
- 4 理事長は、会務を総理し、機構を代表する。
- 5 副理事長は、理事長を助け、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 理事長は、必要があると認めるときは理事以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他協力を求めることができる。

(会議)

第4条 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。ただし、理事長及び副理事長が選任される前に招集される理事会については、知事が招集することができる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 理事は、理事長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用する方法によって理事会に出席することができる。
- 4 理事会は公開とする。ただし、理事会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 5 理事が理事会を欠席する場合、理事長は当該理事の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、理事長及び副理事長が選任される前に招集される理事会は、当該理事の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

（部会）

第5条 理事長は、理事会における協議内容を実践的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、テーマごとに部会を設置することができる。

- 2 部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事長が定める。

（庶務）

第6条 機構の庶務は、高知県農業振興部農業イノベーション推進課が処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。